

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

事務の一部を外部業者に委託する際には、情報セキュリティのための体制と遵守状況についての届出を求め確認している。  
事務のシステム操作者を限定し、後から追跡調査ができるように、その使用記録を保存している。

## 評価実施機関名

周南市長

## 公表日

令和6年3月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>個人住民税は、賦課期日(1月1日)時点において本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所や家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対して課税を行うものである。</p> <p>また、地方税法に基づき、住民・国税庁等から提出された申告書情報、給与又は年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税の賦課決定を行い通知する。さらに、賦課決定及び通知後においても、税務調査等を行い公平・公正な賦課決定等を行う。</p> <p>①課税資料(給与支払報告書・公的年金等支払報告書・確定申告書・市県民税申告書等)の取得を行う。</p> <p>②取得した課税資料のうち電子データ化されていない情報を委託業者に提供し、電子データ化する。</p> <p>③各種資料情報及び②で作成した電子データを住民税課税支援システムに取り込む。</p> <p>④賦課期日現在の宛名情報と課税資料のマッチングを行う。</p> <p>⑤賦課期日現在、本市内に住民登録がない者については、居住地を調査し、本市に課税権がないと判断される場合には、その者の居住地の自治体に課税資料の回送を行う。</p> <p>⑥同一個人に複数の課税資料が提出されている場合は、合算・修正等を行う。</p> <p>⑦扶養の判定を行う。</p> <p>⑧課税資料等に基づき賦課決定を行う。</p> <p>⑨給与特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。その際に給与特別徴収納税義務者に対する税額決定通知も合わせて送付する。</p> <p>⑩年金特別徴収義務者に税額等を通知する。</p> <p>⑪普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に税額決定通知書を送付する。</p> <p>⑫給与特別徴収納税義務者等が退職等により特別徴収が継続できなくなった場合は、異動届出書等により徴収方法を変更し、普通徴収となる場合には納税通知書を作成し納税義務者に送付する。</p> <p>⑬未申告者等に市県民税申告書を送付し申告の勧奨を行う。</p> <p>⑭国税庁から取得した法定資料と賦課情報を照合し税額更正を行う。この場合必要経費を確認する必要がある者については市県民税申告書等を送付する。</p> <p>⑮所得・課税証明書の交付申請に基づき、課税状況を確認し証明書を交付する。</p> <p>⑯他市区町村等から所得照会等の回答を行う。</p>
③システムの名称	個人住民税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 情報利用の根拠</p> <p>(1) 番号法第9条(利用範囲)第1項、別表第一の16</p> <p>(2) 番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項、第2項及び第3項</p> <p>2 情報提供の根拠</p> <p>(1) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第11号</p> <p>(2) 番号条例第4条(特定個人情報の提供)第1項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号、別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項並びに関係する主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税法に関する法律及びこれら法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所 財政部 課税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所 財政部 課税課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8273)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市役所 財政部 課税課(745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8273)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

